
京都総合法律事務所メールマガジン 2024年4月号

京都総合法律事務所の野崎隆史です。

大谷翔平選手が無実で本当に良かったです。疑っていた人達はちゃんと反省してください！24億円以上を盗られたのに全く気付かないのも大谷選手らしくて惚れ惚れしますね。

それでは、今月も**緊急度・優先度の高い情報**を厳選してお伝えします。

皆様への特典として、過去に開催したセミナーのテキストや各種雛型等を無料でダウンロードしていただけるようにしています。**URLは編集後記**に記載していますので、どんどんダウンロードしてください。

このメルマガは無断転送大歓迎です！

<目次>

- 【1】皆様への情報提供
- 【2】当事務所のサービス案内
- 【3】編集後記

【1】皆様への情報提供

★セミナー★

【経営者・人事労務責任者必見 ハラスメント・コンプライアンス対応セミナー】

担 当：弁護士 高田沙織

日 時：2024年5月21日（火）11:00～12:00

会 場：QUESTION 4F セミナールーム（京都信用金庫河原町支店のビル）

費 用：1名様あたり2000円（税込）

※顧問契約・各種サポートプランご契約の方々は無料です。

様々な企業の顧問弁護士としてハラスメント・コンプライアンス対応に携わってきた当事務所の弁護士が、ハラスメント・コンプライアンス対応を实践するうえでの仕組みづくりを詳しく解説します。

社内のハラスメントから会社と従業員を守り、会社防衛を行うためにご参加ください。

<https://kyotosogo-law.com/post-5082/>

おかげ様で多数のお申込みをいただいております。

ぜひお早めにお申し込みください！

【経営者・人事労務責任者必見 カスタマーハラスメント対応セミナー】

担 当：弁護士 前田宏樹

日 時：2024年6月25日（火）11:00～12:00

会 場：QUESTION 4F セミナールーム（京都信用金庫河原町支店のビル）

費 用：1名様あたり2000円（税込）

※顧問契約・各種サポートプランご契約の方々は無料です。

様々な企業の顧問弁護士としてカスハラ対応に携わってきた当事務所の弁護士が、カスハラ対応を实践するうえでの仕組みづくりを詳しく解説します。

カスハラから会社と従業員を守り、会社防衛を行うために是非ご参加ください。

<https://kyotosogo-law.com/post-5082/>

こちらにも既に多数のお申込みをいただいております。

ぜひお早めにお申し込みください！

★YouTubeで配信中★

【事業場外みなし労働時間】

令和6年4月16日に事業場外みなし労働時間にいう「労働時間を算定し難いとき」についての最高裁判決がありました。

従来の考え方と違うところがあるのか、今回の判決で何をポイントとして押さえるべきかを伊山弁護士が15分の動画でコンパクトに解説します。

https://www.youtube.com/watch?v=fhC_F8Z7CfU

【労働条件明示事項と無期転換権行使の機会付与義務】

2024年4月1日から施行された労働条件明示事項に関する法改正と無期転換権行使の機会付与義務について、伊山弁護士が30分の動画でコンパクトに解説します。

<https://www.youtube.com/watch?v=O7rdFKZzPak>

【2023年最高裁判例解説】

2023年に出た次の4つの最高裁判例について、伊山弁護士があわせて20分にまとめて解説します。

- ① 「その名は名ばかり残業代」(最判 R5.3.10)
- ② 「トイレ判決というなかれ」(最判 R5.7.11)
- ③ 「何割減とかそうじゃない」(最判 R5.7.20)
- ④ 「免職・解雇はおおちがい」(最判 R5.6.27)

<https://www.youtube.com/watch?v=NfTyeo4Eto0>

◆労務◆**【ハラスメント対応】**

年々増加するハラスメント対応のためには、

- ① ハラスメント申告についての社内規程の整備
- ② ハラスメント申告があった場合の事実の調査
- ③ 事実の調査に基づく会社としての判断
- ④ 会社の判断に従った当事者への対応

が漏れなく行われなければなりません。

ハラスメント対応に不安がある場合はこちらの記事を参考にお早めにご相談を！

<https://kyoto-kigyohomu.com/?p=984>

【弁護士リチャードソン】

弁護士リチャードソンの直近1か月のポストの中から、超有益ポストをご紹介します。

<ハラスメント申告への対応>

ハラスメント申告への対応では、5W1H をふまえて時系列に並べることが必要不可欠ですが、並べてみると70個以上の申し出になったというものがございまして。うち1つでもダメなら不法行為となることもあり、5つがよろしくなく、事業所に一部責任ありとされたご判断がございました(東京高判 R5.10.25)。

ハラスメント申告は、えてして申告事実の数が多いと言う例が少なくなく、職場で対応窓口に当たられる皆さま方は、非常にしんどいことと承知しております。

ゆえに窓口レベルで、最低限、時系列ごとに、かつ、事案ごとに区別して申し出ていただく、という程度のルール作りは、あってよろしいかと。

<事業外みなし労働時間制>

本日の事業場外みなし労働時間制に関する最高裁判決、なかなか「あっさり」の判決文でございました。

従前の枠組は維持する前提で、ただ「労働時間を算定し難い」の判断方法として、抽象的一般的ではなく具体的現実的に労働時間を把握できるかを事案毎に検討すべき旨、示唆されている点に注目です。

今日の技術を使えば、抽象的一般的には、事業場外でも労働時間を把握できるわけで、もう「労働時間を算定し難い」場面などないのでは、という見解もありました。

今回の判決は、技術的な一般論ではなく、実際にかつ「具体的」に把握できるかを検討せよとのご判断で、この際、考え方の整理が必要です。

<配置転換と労災認定>

人間関係が理由の配置転換の場合、労使で認識が全然違うこともちらほらで。異動命令を発すると、そのせいで精神疾患になったという主張が出てくることもありまして。異動が異例、降格、孤立といった要素を持っていると、例えば長時間残業などが加わると労災認定となることもです(京都地判 R5.11.14)。

とはいえ人間関係が理由の配置転換は、状況によっては業務命令として踏み切らざるを得ないところもあるわけで、こちらのケースで労災認定につながったのは、どちらかというところ長時間労働の方かと。それにしても不支給決定、審査請求も棄却、訴訟でようやく認められた事例で、諸々ご事情がありそうです。

<定年後再雇用と雇止め>

有期契約の従業員には「定年」を設けていない例が多いと拝察いたしますが、たとえば66歳から1年更新で69歳まで雇った場合、70歳になってもまだ雇わなければならないともなりかねんわけで。実際、こういう場合でも、更新の期待(労契法19条2号)は生じないわけではなく、雇止めは簡単ではないのです

たとえば70歳を超えても雇い続けた例がないならば、更新の期待があったとしても、さほど程度は高くないと思われそうですが、それだけでは不十分で。こういう場合でも、当人を雇止めすべき注意指導履歴などを残すなど、プラスαの要素を携えてはじめて、高齢であることも事情になるわけです(東京地判R3.2.18)

フォローはこちら

https://twitter.com/richaso_law

【ポイント解決！そこが知りたい労務相談】

当事務所の労務チームリーダーである伊山弁護士の書籍、好評発売中です。

経営者の立場から労働実務上生じがちな典型的な「課題」をピックアップして30の具体的な質問にQ&A形式で解説。

https://www.amazon.co.jp/dp/4863263600?ref_=cm_sw_r_apan_dp_7DB1FMRFJ91WEQ9Y7A4F

◆コーポレートガバナンス◆

【監査役監査の基礎知識（自己診断）】

日本監査役協会の HP に掲載されている「監査役監査の基礎知識（自己診断）」がリニューアルされました。毎月更新されますので、ぜひ月 1 回チャレンジしてください。

今月も難しかったですね！解説がありがたいです。

<https://www.kansa.or.jp/support/knowledge/>

【監査役の仕事 e ラーニングで学ぶ】

日本監査役協会の HP に「新任監査役ガイド〈第 7 版〉第 1 章～第 2 章」をベースにした解説動画と解説動画のポイントを効率よくレビューするための確認テストがアップされました。

現職そして将来の監査役の皆様、これは必聴ですね！

<https://www.kansa.or.jp/support/knowledge/e-learning/>

【SNS とリスクマネジメント】

「ちょこっと弁護士 Q&A」に私のコラム「SNS での広報活動で炎上しないためのポイントを教えてください。」が掲載されました。

Q. SNS で広報活動を行おうと思っているのですが、法律に違反したり炎上したりしないための指針を作成したいです。ポイントを教えてください。

https://chokoben.com/media/sns_advertisement_point

◆M&A◆

【PMI 実践ツール】

経済産業省が、「PMI 実践ツール」、「PMI 実践ツール活用ガイドブック」、「PMI 取組事例集」を公表しました。

「PMI 実践ツール」では、分析ワークシートやアクションプランのエクセル、統合方針書のパワポや記入例が公表されており、**今すぐ使える**ものとなっています。

また、「PMI 取組事例集」では、55 の事例が PMI の主な取組項目（大項目として、経営の方向性の確立、信頼関係の構築、業務統合、PMI 推進体制）を網羅する形で取りまとめられており、大変有益です。

<https://www.meti.go.jp/press/2023/03/20240329007/20240329007.html>

◆事業再生◆

【中小企業支援】

当事務所の船岡弁護士が滋賀県中小企業活性化協議会のサブマネージャーに就任しました！週 2 で協議会に詰めており、大変忙しそうですが、貴重な経験を積んでいます。

「経営者保証に関するガイドライン」に基づく保証債務整理も含め、当事務所の中小企業支援にご期待ください！

◆知的財産◆

【AI と著作権】

文化審議会 著作権分科会 法制度小委員会において「AI と著作権に関する考え方について」の概要が公表されました。

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/94037901_02.pdf

自分の整理も兼ねてまとめますと、AI と著作権については、

- ① AI 開発・学習段階
- ② 生成・利用段階
- ③ AI 生成物の著作物性

を分けて考える必要があるとのこと。

<① AI 開発・学習段階>

著作権法 30 条の 4 により著作権者の許諾が不要となるか否かが出発点となり、類似物を生成させることを目的としたファインチューニングや既存の著作物の創作的表現の全部又は一部を生成 AI を用いて出力させることを目的としたデータの収集は、著作権者の許諾が必要となり得る。

また、作風が共通したとしても著作権侵害にはならないものの、特定のクリエイターを狙い撃ちにした AI 学習を行うと著作権者の許諾が必要となり得る。

インターネット上のデータが有償提供されている場合、有償で利用することなく、そのデータベースを情報解析目的で複製する行為は、著作権者の許諾が必要となり得る。

AI 学習のための著作物の複製等を防止する技術的な措置が講じられているデータベースについて、そのような措置を回避して AI 学習のために複製等をする行為は、著作権者の許諾が必要となり得る。

AI 開発等を行う事業者が、海賊版等と知りながら学習データの収集を行った場合、開発された生成 AI による著作権侵害の責任を問われる可能性がある。

<② 生成・利用段階>

AI を利用して生成した画像等を SNS 等にアップロードして公表したり、複製物を販売したりする場合は、通常の著作権侵害と同様の基準で、侵害となるか否かが判断される。

つまり、生成された画像等に既存の画像等（著作物）との類似性（創作的表現が共通していること）及び依拠性（既存の著作物をもとに創作したこと）が認められ、かつ、権利制限規定の対象外である場合は、既存の著作物の著作権侵害となる。

生成物と類似する既存の著作物が学習データに含まれているか不明な場合でも、権利者としては「AI 利用者が既存の著作物にアクセス可能であったこと」や「生成物に既存の著作物との高度な類似性があること」等を立証すれば、依拠性ありと推認させることができる。

また、「AI による生成物の生成」が適法に行える場合でも、「生成物の利用」（SNS へのアップロード等）まで直ちに適法となるものではなく、権利制限規定が適用されるか否か等について、場面ごとに適法性の判断が必要。

<③ AI 生成物の著作物性>

出発点として、AI が人の指示を受けずボタン一つで自律的に生成したものは、「思想又は感情を創作的に表現したもの」ではなく、著作物に該当しないが、人が思想又は感情を創作的に表現するための「道具」として AI を使用した場合は、著作物に該当し、AI 利用者が著作者となる。

人が AI を「道具」として使用したといえるか否かは、人の「創作意図」や「創作的寄与」によって判断される。創作的寄与となり得る要素としては、指示・入力の分量（創作的表現といえるものを具体的に示す詳細な指示）、生成の試行回数（生成物を確認し指示・入力を修正しつつ試行を繰り返す行為）、複数の生成物からの選択がある。

また、人間が、AI 生成物に創作的表現といえるような加筆・修正を加えた場合は、通常、その加筆・修正が加えられた部分については、著作物性が認められる。

◆ 広告規制 ◆

【景表法の改正】

景表法（正式には「不当景品類及び不当表示防止法」）の改正が遅くとも 2024 年 11 月までに施行されます。

施行されてから慌てないように改正内容を押さえておきましょう。大きくは次の 4 つです。

< 確約手続の導入 >

優良誤認表示等の疑いのある表示等をした事業者が、是正措置計画を策定し、内閣総理大臣から認定を受けたときは、当該行為について、措置命令や課徴金納付命令の適用を免れることができる手続の導入

< 課徴金制度の強化 >

課徴金の算定の基礎となる売上額を推計することができる規定の整備

違反行為から遡り 10 年以内に課徴金納付命令を受けたことがある事業者に対して課徴金の額を 1.5 倍する規定の新設

< 直罰の導入 >

優良誤認表示や有利誤認表示に対する直罰（100 万円以下の罰金）の新設

< 適格消費者団体による開示要請規定の導入 >

適格消費者団体が事業者に対して当該事業者による表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の開示を要請することができるとともに、事業者は当該要請に応ずる努力義務を負う旨の規定の新設

https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/assets/representation_cms216_240418_05.pdf

【誇大広告と表示義務違反に対する措置命令（3か月間の業務停止）】

先月のメルマガでも同種の措置命令をご紹介しましたが、最近、誇大広告と申込画面の表示内容に関して業務停止を受ける会社が増えているように感じます。

通販を行っておられる方は十分にご注意ください。

今月も2件ご報告します。

<ケース1>

1. 誇大広告

楽天上の販売価格について、「メーカー希望小売価格 14,200円—5,000円(税込)」と表示して販売を行ったが、「メーカー希望小売価格」は販売者が任意に設定した価格であった。

2. 表示義務違反

定期購入契約について、商品のランディングページとそのページから遷移するチャットボットページ上で定期購入契約の申込みを受ける場合、当該申込みに係る手続が表示される映像面において、定期購入契約の申込みの撤回又は解除に関する事項（消費者の都合によるキャンセル・返品・交換は受け付けないこと及び配送完了後のキャンセルは不良品に限られること等）を表示していなかった。

<ケース2>

1. 誇大広告

の商品のランディングページにおいて、「24時間365日自動音声で解約可能」、「限られた時間内でしか解約の出来ない不便さは一切ありません 面倒な手続き・解約阻止の説得などもゼロ」等と表示していた。

しかし、実際には、消費者が、商品の受領後、次回の発送日の7日又は14日前までに解約・休止専用窓口に電話をかけ、自動音声による案内が終わった後にショートメッセージサービスにより送信された URL からメッセージアプリの専用アカウントに登録（友だち追加）した上、当該アカウントのトークルーム内にある「スキップ・休止・解約エントリーフォームを受け取る」を押下して表示される画面に氏名等を入力することで本人確認を行い、その後、「スキップ・休止・解約のエントリーをする」を押下して表示されるエントリーフォームで最低15文字以上の記入が必要なものを含め、10問以上の質問への回答の入力をしなければならず、その上で、会社が当該エントリーフォームに入力された内容を確認して、その結果連絡を消費者がメッセージアプリで受け取ることにより解除が完了するものという煩雑な手続を経る必要があった。

2. 表示義務違反

定期購入契約について、申込みに係る手続が表示される映像面において、解除方法の一部しか表示せず、また、「初回限定送料無料 1980円 定期コースのお申し込みを開始」等と記載されたポップアップをクリックして遷移するチャットボットページ上の映像面において、解除方法の一部しか表示していなかった。

◆契約書◆

【PRTIMES STORY】

契約書チェックサービスについての PRTIMES STORY が公開されましたので、ぜひご覧ください。

京都総合法律事務所が“矜持と覚悟”をもって臨む契約書チェックサービス

AI と協働し、AI を超える職人的な活動の裏にある想いとは

[https://prtimes.jp/story/detail/ZrXQX1f7Z2b](https://prt看imes.jp/story/detail/ZrXQX1f7Z2b)

【適格消費者団体から差止請求を受け削除又は修正に至った条項】

BtoC の契約で次のような条項が契約書や利用規約等にある場合は、**適格消費者団体から狙われるリスクが高い**です。今すぐご相談ください。

▲ 駐車場への不正駐車をを行った者に対して3万円を請求する旨の条項

- ▲ 宿泊客がホテルに預けずに持ち込んだ物件につき、ホテルの故意又は過失によって滅失・毀損等の損害が生じた時に賠償額の範囲を5万円に限る旨の条項
- ▲ 借受人が期限内にレンタカーを返還しない場合、レンタカー会社に与えた一切の損害を賠償すると定める条項
- ▲ 借受人がレンタカーを返還した後は、レンタカー会社は車内の遺留品について保管の責めを負わないとする本条項
- ▲ 事業者が故意又は重過失がある場合であっても、借受人たる消費者がそれによって被った損害の一部についてしか賠償の請求を行えないと定める条項
- ▲ 借受人に対し、レンタカーの使用中に第三者又はレンタカー会社に損害を与えたときは、それが債務不履行であれ不法行為であれ、レンタカー会社の責めに帰すべき事由による場合を除いて賠償する責任を負わせると定める条項
- ▲ 借受人の故意・過失を問わず、借受人にレンタカー使用中の事故又は盗難によって生じた損害の賠償義務を負わせるとする条項
- ▲ レンタカー会社から貸渡契約を解除された場合、レンタカー会社は受領済みの貸渡料金を借受人に返還しないとする条項
- ▲ 永代使用料等について解約された場合でも返金しない旨定める条項
- ▲ 「前各条に定めない事項が生じた場合については」「その都度、本霊園が定めます。」との条項
- ▲ 「本霊園が適当と認めた場合には、本規定を改定することがあります。」との条項
- ▲ 「加入者又は当社のいずれか一方が、有効期間の末日の属する月の前月10日まで有効期間を更新しないことの意味表示をしない場合には、有効期間を1年間、更新するものとし、以後も同様とします。但し、有効期間末日の属する月の前月27日までに、加入者から有効期間更新後初回分の利用料3,980円を払込みいただけない場合、当社は、当社の判断により、有効期間の更新が拒絶されたものとみなすことができます。」との条項
- ▲ 契約期間中であっても原則払い戻しはしないものとする条項
- ▲ 「トレーニング中に甲の不注意によって発生した事故及び怪我について、乙は一切責任を負わないものとする。」との条項
- ▲ 「悪質な施術または明らかな過失がない限り、施術中における事故および怪我について、乙は一切責任を負わないものとする。」との条項

- ▲ 「当ジムでの指導及び施術中またはジム内の設備利用中に事故等が発生した場合、乙が甲に対し負う損害賠償額は 10 万円を上限とする。ただし、乙に故意または重過失がある場合は除く。また過失の有無については医師を原則とした第三者の診断に準ずるものとする。」との条項
- ▲ 「自己都合による申し込み後の種目変更、キャンセル不可及び過剰入金・重複入金の返金を行わないことを了承します。」との条項
- ▲ 地震・風水害・降雪・事件・事故・疾病等による開催縮小・中止、参加料返金の有無・額、通知方法等についてはその都度主催者の判断に従います。」との条項
- ▲ 「大会開催中の事故、紛失、傷病等に関し、主催者の責任を免除し、損害賠償等請求は行いません。補償は大会側が加入した保険の内容の範囲内であることを了承します。」との条項
- ▲ 「下取り自動車につき、当社に引き渡すまでの間に状態に変化が生じた場合及び当社に引き渡し後、修復歴、走行メーター改ざん等のその他の下取り自動車の種類又は品質に関して本契約の内容に適合しないものが発覚した場合、消費者は、再査定された価格をもって下取り価格とされても異議を述べません。」との条項
- ▲ インターネット接続サービスの提供により生じた損害については一切の責任を負わない旨の条項
- ▲ 契約者が料金の支払いを不当に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払う旨を定める条項
- ▲ 当社の重大でない過失行為によって消費者に損害が生じた場合には、債務不履行責任及び不法行為責任が免除される旨の条項
- ▲ 「当社は、当社が必要と判断する場合、本サービスの目的の範囲内で、本規約を変更することができます。」との条項
- ▲ 「お客様は、お客様のご自身の責任において本サービスを利用したことに起因して（当社がかかる利用を原因とするクレームを第三者より受けた場合を含みます。）、当社が直接的または間接的に何らかの損害（弁護士費用の負担を含みます。）を被った場合、当社の請求にしたがって直ちにこれを賠償しなければなりません。」との条項

- ▲ 「当社は、当社が必要と判断する場合、あらかじめお客様に通知することなく、いつでも本サービスの全部または一部の内容を変更することができます。」との条項
- ▲ 「解約申出時に請負工事が未着工の場合は解約違約金は、請負代金の3割とする」
との条項

【2】当事務所のサービス案内

京都総合法律事務所は、訴訟はもちろん、予防法務・戦略法務に力を入れ、訴訟で培った解決力で紛争の芽を摘み取ります。

【リーガルサポート】

従来の顧問契約から一歩進み、皆様の実情を積極的に理解し、適切な対応を瞬時に行うという信念のもと、サービス内容を可視化し、明確にしました。

- ・それぞれが専門分野を持ったパートナー弁護士全員が企業活動を総合的かつ多角的にサポート
- ・案件に応じて適切な弁護士がアサインすることで全ての案件にベストな解決をご提案
- ・サポートする弁護士が増えても月額料金は同じ

という特長を備え、予防法務はもちろん戦略法務の観点からも幅広くご利用いただけます。

<https://kyotosogo-law.com/post-3164/>

【契約書サポートプラン】

契約書を制する者が、ビジネスを制します。体裁を整えるだけでは不十分です。

私たちは、皆様の業務の実情と照らし合わせてスムーズに機能するかどうかまでチェックし、チェックした弁護士がアフターフォローを担当します。

対応件数に応じて、ライト・スタンダード・プラスの3種類のサービスをご用意しています。

<https://kyotosogo-law.com/keiyakusyosakusei/>

【ハラスメント外部通報窓口・公益通報窓口】

京都総合法律事務所では、ハラスメント外部通報窓口・公益通報窓口業務を承っており、実績としては、上場企業、大学、病院等があります。

例えば、ハラスメント外部通報窓口業務の実施ステップは次のとおりです。

- ① 「ハラスメント外部通報窓口」として、当事務所の連絡先を社内にて周知
- ② 通報があった場合、貴社ご担当者様にご報告（通報者の意向があれば匿名化処理を行います。）
- ③ ご担当者様と今後の対応についてお打ち合わせ
- ④ 関係者（通報者、対象者、目撃者等）へのヒアリングのサポート又は弁護士による直接対応
- ⑤ ヒアリングを踏まえた報告書の作成

窓口は即日開設することも可能です。

<https://kyotosogo-law.com/%e3%80%8c%e3%83%8f%e3%83%a9%e3%82%b9%e3%83%a1%e3%83%b3%e3%83%88%e5%a4%96%e9%83%a8%e9%80%9a%e5%a0%b1%e7%aa%93%e5%8f%a3%e3%80%8d%e3%82%b5%e3%83%9d%e3%83%bc%e3%83%88%e3%83%97%e3%83%a9%e3%83%b3/>

【広告チェック】

景品表示法違反による多額の課徴金。薬機法違反による逮捕や刑事罰。広告チェックの重要性はますます高まっています。

リスクチェックや代替表現まで、広告チェック全般を承ります。

<https://kyotosogo-law.com/advertising/>

【カスハラ・クレームガード】

カスハラは企業を悩ます重大なトラブルの一つであり、現場を疲弊させないためにも比較的早い段階から弁護士に相談し、対応窓口を弁護士とする準備を整えておくことは、効果的な対応策の一つです。

京都総合法律事務所では、「クレームガード」をご準備し、

- ① クレーム対策の要の「悪質クレームか否か」の判断を弁護士がサポート
- ② 担当者が弁護士に相談するための窓口の設置
- ③ 研修の実施
- ④ クレーム直接対応

を行います。

「お客様は神様です」の呪縛から逃れ、会社と従業員を守りましょう。

<https://kyotosogo-law.com/customertrouble/>

【社外取締役・社外監査役】

社外取締役や社外監査役には、

- ・企業戦略等の大きな方向性を示し、適切なリスクテイクを支える。
- ・内部統制を含めたガバナンスや法令遵守等経営全般のモニタリングを通じて企業不祥事等による企業価値の毀損を避ける。
- ・少数株主を始めとするステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させる。

等の役割があり、これらを通じて、会社は、ブランド価値、レピュテーション等の社会的評価を含めた企業価値を持続的に成長させて中長期的に向上させることができます。

御社の課題、将来展望、お求めのスキル、注力分野、年齢層、ご予算等を踏まえて最適な弁護士をご紹介します。

<https://kyotosogo-law.com/syagai/>

【3】編集後記

2024年4月号、いかがでしたか？

個人的には、いつかやろうと思っていた「AIと著作権に関する考え方について」の整理ができたのが良かったです。

メルマガ特典の過去に開催したセミナーのテキストや各種雛型等の無料ダウンロード先はこちらです。

https://kyoto-kigyohomu.com/?page_id=623

F1 第4戦日本 GP は、角田裕毅選手が見事な 10 位！

第3戦に続く堅実なストラテジーと何よりも素晴らしかったピットストップで、2012年の小林可夢偉氏以来 12年ぶりのポイントゲット！鈴鹿サーキットに詰めかけた皆様も大満足だったと思います。

第5戦中国 GP は、セッティングが決まらない中で見事な挽回…のはずが…ハース…それはさすがに…

この鬱憤は第6戦マイアミ GP で晴らしてくれるはず！

プロ野球、やっぱりオープン戦の結果は関係ありませんでしたね！

開幕6試合経過後は最下位だったのに、え？なぜ？いつの間に？！という感触ですが、チーム打率が最下位なのにチーム得点は2位で、得失点差は首位。今年はいあまり四球取れていないのかな？と感じていましたが、実はチーム四球数は首位。岡田監督の野球が上手いんですね。おかげでお酒が美味しいですね！

さあ、いよいよ井上尚弥選手 vs. ルイス・ネリ選手が5月6日に東京ドームでゴングです。

東京ドームでのボクシングの試合は34年ぶり3度目。過去2度はいずれもマイク・タイソン氏の試合です。この試合の注目度がどれほど高いかがわかりますね。

「神の左」山中慎介氏がドーピングと体重超過で二度もネリ選手に愚弄されたことが本当に悔しかった一人として、井上4団体統一スーパーバンタム級王者がこのマッチメイクを実現してくれたことに感謝し、「過去の因縁は持ち込まない」「何もさせず勝つ」と言い切ってくれた井上チャンピオンを全力応援します！

それではまた来月！

(弁護士 野崎隆史)

本メールマガジンは、顧問先の皆様、HP からご登録いただいた方、当事務所が過去に連絡先を交換させていただいた方、セミナーにご参加いただいた方にお送りしています。

ご意見、ご要望、送信先変更、配信停止等は、以下のお問い合わせフォームからご連絡ください。

<https://kyotosogo-law.com/inform/>

今後とも皆様のお役に立てるよう研鑽を重ねます。

【京都総合法律事務所】

〒604-0924

京都市中京区河原町二条南西角 河原町二条ビル 5 階

TEL 075-256-2560

FAX 075-256-2561

<https://kyotosogo-law.com>

労務トラブル特化サイト

<https://kyoto-kigyohomu.com/>

知的財産専用ページ

<https://kyotosogo-law.com/intellectual-property-team/>

弁護士 野崎隆史

nozaki@kyotosogo-law.com
